

これからの熱海市の 総合事業について

熱海市 長寿介護課

現状

- 健康寿命を延ばしていきいきとした暮らしを続けられるよう、予防と自立支援は極めて重要。
- 熱海市のサービス利用者（特に要支援1）を見ると、状態悪化の割合が全国平均よりも多い。
- 市の実施する介護予防事業も、参加者が限られる（真に必要な方に届きにくい）などの課題がある。

熱海市の要介護（支援）状態区分別の1年間の変化割合（単位：％）（括弧内は全国値）

		平成30年3月						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成29年4月	要支援1	42.5 (64.5)	27.0 (18.4)	19.0 (12.6)	8.0 (3.0)	2.3 (0.9)	0.6 (0.5)	0.6 (0.1)
	要支援2	16.0 (7.7)	53.3 (67.6)	14.7 (15.1)	8.4 (6.9)	3.6 (1.6)	3.1 (0.9)	0.9 (0.2)
	要介護1	2.2 (0.8)	6.0 (2.4)	53.7 (71.7)	23.2 (17.2)	7.3 (5.3)	6.5 (2.1)	1.1 (0.5)
	要介護2	0.0 (0.3)	2.3 (1.2)	14.4 (8.0)	55.4 (70.6)	17.0 (13.8)	6.8 (4.8)	4.1 (1.4)
	要介護3	0.0 (0.1)	0.7 (0.5)	4.1 (2.5)	10.3 (7.7)	58.7 (69.6)	21.0 (14.7)	5.2 (4.8)
	要介護4	0.0 (0.1)	0.4 (0.3)	4.8 (1.5)	5.6 (3.2)	11.2 (7.9)	68.7 (73.5)	9.2 (13.5)
	要介護5	0.0 (0.0)	0.7 (0.1)	0.0 (0.4)	0.0 (0.9)	2.8 (1.9)	14.2 (7.9)	82.3 (88.7)

35%
要支援1の58%が1年で状態悪化（全国平均）



「できることを増やす」ための介護を提供していく必要がある。

住民主体の介護予防・社会参加を、身近な地域ごとに展開する必要がある。

自立支援型地域ケア会議

生活機能の低下がみられる高齢者

要支援認定

基本チェックリストで判断

要支援者

介護予防・生活支援サービス事業対象者

元気な高齢者

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施

訪問看護、福祉用具等
(全国一律の人員基準、運営基準)



介護予防・生活支援サービス事業

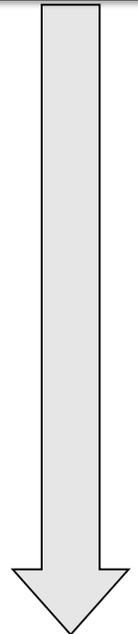
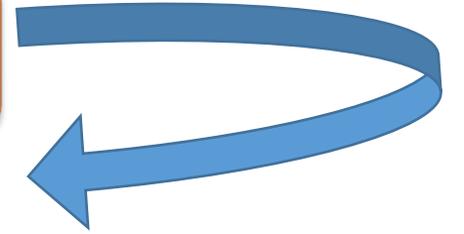
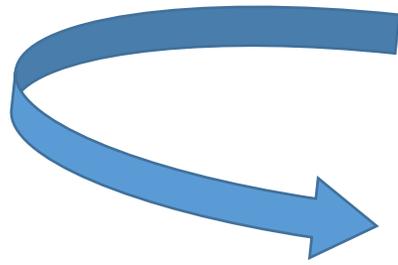
- ①訪問型・通所型サービス
 - ②その他の生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時の対応 等）
- ※事業内容は、市町村の裁量を拡大、柔軟な人員基準・運営基準



地域サロン ・ 一般介護予防事業 ・ 趣味活動など

介護予防給付

総合事業



多様な形態の通所型サービスとケアマネジメント

今後熱海で増えてくる75歳以上の介護手前の虚弱高齢者をどう支えていくかが、今後の地域包括ケアシステムの鍵。



ケアマネジメントの基本は自立支援と重症化予防であると再認識するために、繰り返し地域ケア個別会議・地域ケア会議を実施する。ケアマネジメントCの創設。



事業対象者・要支援1・2の軽度者こそ、より丁寧にケアマネジメントして重度化しない、介護に落とさないための多様な総合事業メニュー作りと趣味活動や居場所などとの連動。

通所型サービスの類型（指定事業者）

サービス種別	総合事業通所介護(予防給付相当サービス)	総合事業通所型サービスA(指定)
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の予防相当基準で1日型のデイサービス ○生活機能の向上トレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を中心に実施する ○入浴を含む健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、食事 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準を緩和した半日型(※)のデイサービス ○個々に合ったトレーニングやレクリエーションを半日行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を実施する ○健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、(食事、入浴) <p>※半日型・・・サービス提供時間が4時間以下のもの</p>
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)	
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 380単位/回 月5回以上 1,655単位/月 ○(週2回程度)要支援2 391単位/回 月9回以上 3,393単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 342単位/回 月5回以上 1,489単位/月 ○(週2回程度)要支援2 351単位/回 月9回以上 3,053単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い
利用者負担	所得に応じて、1割～3割(介護保険負担割合証による)	
実施方法	事業者指定	

通所型サービスの人員・設備・運営基準等（指定事業者）

サービス種別	総合事業通所介護(予防給付相当サービス)	総合事業通所型サービスA(指定)
基本方針	従来の介護予防通所介護と同様の基準	国のガイドラインに準じた基準(市が要綱等にて規定)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※ 常勤・専従 1 ○生活相談員 専従 1 以上 ○看護職員 専従 1 以上 ○介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0. 2 以上 ○機能訓練指導員 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※ 専従 1 ○従事者 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0. 1 以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上 ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所（利用定員 × 3 m² 以上） ○必要な設備、備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○サービス提供状況の報告は毎月実施 ○計画期間終了までにモニタリング（評価）を実施 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

総合事業通所介護・通所型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準(指定事業者)

		総合事業通所介護と一体的に実施する場合の通所介護	総合事業通所型サービスと一体的に実施する通所介護
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員基準	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているものとみなし、要介護者と要支援・事業対象者を合わせた人数で介護給付の基準を満たすこと。</p> <p>○管理者※ 常勤・専従 1 ○生活相談員 専従 1 以上 ○看護職員 専従 1 以上 ○介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0. 2 以上</p> <p>○機能訓練指導員 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者 20 人、要支援者・事業対象者 10 人の場合 →介護職員 4 人以上</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているものとみなし、要介護者だけで介護給付の基準を満たすこと(介護給付の基準は緩和されない)。総合事業通所型サービスの利用者については基準を緩和する。</p> <p>○管理者※ 常勤・専従 1 ○生活相談員 専従 1 以上 ○看護職員 専従 1 以上 ○介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 要介護者：利用者 1 人につき専従 0. 2 以上 要支援者・事業対象者：利用者 1 人につき専従 0. 1 以上</p> <p>○機能訓練指導員 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者 20 人、要支援者・事業対象者 10 人の場合 →介護職員 2 人以上+ 1 人以上</p>
	設備基準	<p>○食堂・機能訓練室 利用定員×3㎡以上 ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品</p>	
	運営基準	<p>○個別サービス計画の作成 ○サービス提供状況の報告は毎月実施 ○計画期間終了までにモニタリング(評価)を実施 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	

通所型サービスの類型（指定事業者以外）

サービス種別	総合事業通所型サービスA（委託）	総合事業通所型サービスB（住民主体）
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	要支援1・要支援2・事業対象者・一般高齢者
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントB(簡略化したケアマネジメント)	ケアマネジメントC(初回のみ of ケアマネジメント)
個別サービス計画	—	
サービス提供状況の報告	—	
モニタリング(評価)	計画期間(概ね1年)終了時まで実施	—
内容・単価	<ul style="list-style-type: none"> ○基準を緩和した半日型のデイサービス ○個々に合ったトレーニングやレクリエーションを半日行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を実施する ○健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、(送迎、食事、入浴) ○委託料 2,187円/人 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動教室、認知症予防のための脳トレなど ○参加者が10名程度 ○半数以上が高齢者 ○参加者の中に要支援者又は事業対象者が2名以上 ○週1回程度の開催(最低2回/月) ○開催に対する補助金 週1回まで 10,000円/回 ○移動支援加算 週1回まで 上限5,000円/回
利用者負担	自由設定	
実施方法	事業者委託	代表者申請

訪問型サービスの類型(指定事業者)

サービス種別	総合事業訪問介護(予防給付相当サービス)	総合事業訪問型サービスA(指定)
対象者	要支援1・要支援2・事情対象者	
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)
個別サービス計画	ケアプランに沿って作成(現行の介護予防訪問介護計画に準ずる)	
サービス提供状況の報告	毎月実施	
モニタリング(評価)	計画期間(概ね1年)終了時まで実施。	
単価	<p>○週1回程度 267単位/回 月5回以上 1,172単位/月 ○週2回程度 271単位/回 月9回以上 2,342単位/月 ○週3回以上 286単位/回 月13回以上 3,715単位/月 (要支援2のみ)</p> <p>・加算、減算は予防給付と同様 ・国保連経由で審査・支払</p>	<p>○週1回程度 240単位/回 月5回以上 1,054単位/月 ○週2回程度 243単位/回 月9回以上 2,107単位/月 ○週3回以上 257単位/回 月13回以上 3,343単位/月 (要支援2のみ)</p> <p>・国保連経由で審査・支払</p>
利用者負担	所得に応じて1割～3割(介護保険負担割合証による)	
実施方法	事業者指定	

訪問型サービスの人員・設備・運営基準等(指定事業者)

サービス種別	総合事業訪問介護(予防給付相当サービス)	総合事業訪問型サービスA
サービス内容	訪問介護員等による身体介護、生活援助	訪問従事者等による <u>身体介護を伴わない</u> 生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行相当のサービス対象者以外で、利用者又は同居家族等が家事を行うことが困難なケース ○<u>身体介護を伴わない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助</u>が必要なケース ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤専従1(支障がない場合は兼務可) ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者) ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 (介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等に従事した介護職員初任者研修修了者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤専従1人(支障がない場合は兼務可) ○訪問従事者 必要数 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は市が認めた一定の研修受講者) ○訪問事業責任者 1人以上必要数 (介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者又は市が認めた一定の研修受講者)
設備基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備、備品 	
運営基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

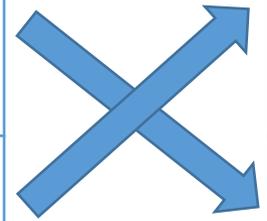
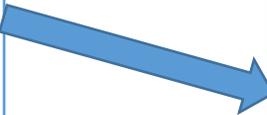
総合事業訪問介護・訪問型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準(指定事業者)

		総合事業訪問介護と一体的に実施する場合の訪問介護	総合事業訪問型サービスと一体的に実施する訪問介護
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員基準	<p>○訪問介護と総合事業訪問介護の利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1人 ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者40人、事業対象者40人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 3人以上 	<p>○サービス提供責任者は要介護者の数で介護給付の基準を満たし、要支援者、事業対象者には訪問事業責任者を必要数(介護給付の基準は緩和されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1人 ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援40人、事業対象者40人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上+訪問従事者必要数 ・ サービス提供責任者 1人以上+訪問事業責任者必要数
	設備基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備、備品 	
	運営基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持 ・ 健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

訪問型サービスの類型(指定事業者以外)

サービス種別	総合事業訪問型サービスB(住民主体)
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者・一般高齢者
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントC (初回のみ)のケアマネジメント)
個別サービス計画	—
サービス提供状況の報告	—
モニタリング(評価)	—
補助額	○運営に対する補助金 50,000円/月 事務局を設置する建物の軽微な改修費、備品購入費、水道光熱費、世話人の人件費等
利用者負担	15分につき150円(利用者が支援者に支払う)
実施方法	代表者申請

総合事業への移行基本イメージ

	現状			令和2年4月～		サービス内容
通所	予防給付相当サービス	要支援1・2 事業対象者		予防給付 相当サービス	要支援1・2 事業対象者	1日型のディサービス 入浴を含む健康相談や 生活指導、機能訓練を 含む運動、食事、送迎 (事業所指定)
	生きがい ディサービス ・ 介護予防 教室	一般高齢者		【新】 通所型サービス A		半日型のディサービス 生活指導、機能訓練を 含む運動、送迎 (事業所指定・委託)
				【新】 通所型サービス B	要支援1・2 事業対象者 一般高齢者	住民主体の教室など 1時間～2時間程度想定 (教室運営の補助)
訪問	予防給付相当サービス	要支援1・2 事業対象者		予防給付 相当サービス	要支援1・2 事業対象者	身体介護を含む訪問サービス
	訪問型サービス A			訪問型サービス A		緩和した基準によるサービス (身体介護以外)
				【新】 訪問型サービス B	要支援1・2 事業対象者 一般高齢者	有償ボランティアなどの訪問型 のサービスの地域主体運営に 対する補助

介護予防ケアマネジメントの類型

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
対象サービス	予防給付相当訪問介護 予防給付相当通所介護 総合事業通所型サービスA(指定)	総合事業訪問型サービスA 総合事業通所型サービスA(委託)	訪問型B・通所型B サロン・こつこつ 一般介護予防事業等
必要書類	必要書類: 契約書、重要事項説明書、個人情報の同意書		サービス利用申請書等
アセスメント	実施		
介護予防サービス・ 支援計画原案の作成	実施 (最大12か月)	実施 (原則12か月)	実施 (簡易式)
サービス担当者会議の開催	実施	初回以降は必要時 計画は関係者間で共有	不要
利用者への説明・同意	実施		
介護予防サービス・ 支援計画書の決定交付	実施		
モニタリング	毎月実施 (3か月に一度は必ず自宅訪問)	3か月に一度は必ず面談	不要
評価	実施 (12か月の場合は6か月、その他は必要に応じて)		不要

熱海市介護予防ケアマネジメントの費用

ケアマネジメントプロセス	ケアマネジメント類型	ケアプラン	サービスの種類	ケアマネジメント費
原則的なケアマネジメント	ケアマネジメントA	作成あり	予防給付相当訪問介護 予防給付相当通所介護 総合事業通所型サービスA(指定)	4,310円(基本報酬) +3,000円(初回加算) +3,000円(小規模多機能連携加算)
簡略化したケアマネジメント	ケアマネジメントB		総合事業訪問型サービスA(指定) 総合事業通所型サービスA(委託)	3,870円(基本報酬) +3,000円(初回加算)
初回のみ ケアマネジメント	ケアマネジメントC		訪問型サービスB 通所型サービスB サロン こつこつ 一般介護予防事業等	4,310円(基本報酬) +3,000円(初回加算) ※プラン作成時にのみ算定されるもので、前回算定後6か月を経過する前の算定はできない。